

④傍聴人の地位

〔公判法大系 二卷〕

香城 敏彦

一 問題の所在と検討方法

本稿は、審理裁判所（裁判長、裁判官を含む）が傍聴人（報道関係者を含む）の行動に対して加える規制につき、その許される範囲、妥当な範囲、義務的な範囲を明らかにすることを目標としている。

この目標に対応して、まず規制を受けない傍聴人の権利および規制を義務的にする被告人らの権利と裁判運営上の価値をそれぞれ検討する。前者は、憲法上の公開裁判の原則と表現・報道の自由が傍聴人の行動の自由を保障する範囲の問題であり、後者は、被告人の人格権等と適正な裁判の実現の要請が傍聴人の行動の制約を必然的にする範囲の問題である。この両面の権利には含まれた部分が、裁判所の裁量に委ねられている領域である。裁量を行うにあたっては、規制をすることにより得られる利益とそれにより失われる利益を適正に調和することが必要であるから、本稿の検討も、権利の範囲に統いて、この対立する利益の明確化と調和の方法に向けられることになる。

右のような検討方法をとる場合、傍聴人の行動の規制は、次の四つの類型に区分するのが適當である。第一はテレビ・ラジオ放送、録画、録音、写真撮影の規制、第二はメモ（ノート）、速記の規制、第三は服装、所持品の規制、第四は傍聴自体の規制である。各類型ごとにほぼ共通した権利・利益の対立関係が含まれているからである。

許される規制の限界を考へるにあたっては、裁判所に認められている実定法規上の規制権限特に法廷警察権の法律上の要件と効果にも留意する必要がある。一般的に法廷警察権の内容とされている権限には、刑罰制裁権限（英米法系のコンテンプト、大陸法系の拘禁・罰金の科刑権限）、非刑罰的制裁権限（法廷秩序維持法の過科、監置など）、強

(2) メモ(ノート)、速記の規制。メモ、速記は、写真撮影などとは違って裁判に与える悪影響が必ずしも明瞭でなく、また公開されていることの当然の効果として許されることも解されることから、その規制については論議が多い。民訴規則二一条は、速記を裁判長の許可にかからしめていたが、刑訴規則には規定を欠いているので、刑事裁判では速記、メモは、裁判長の法廷警察権(裁判所法七一一条)の対象となり、その裁量によって規制されることになる。

メモ、速記を公開裁判の原則に基づく権利であると解することは困難であろう。しかし言論・報道の自由との関係では問題が残る。この点につき、「裁判が公開される以上、言語による報道は報道の自由の原則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さないかぎり、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない(不正確にノートされるおそれがあるという理由で禁止するのは不当である)」という有力説がある(①一六六頁、同旨②、③三六二頁)。しかしながら、前述したとおり(二四)、報道の準備活動は、報道の自由に基づく当然の権利行為ではなく、一つの利益であるにとどまると解するのが相当であるから、報道の自由を著しく制約する効果を伴う特別の場合のほかは、規制の必要性がある限り法廷警察権により禁止することも許されるものというべきである。問題は、速記、メモを禁止する理由と必要性である。これには次のような点が通常考慮されているようである。

第一に、速記、メモは、程度の差こそあれ、録音する場合と同様の影響を訴訟関係者に及ぼすことである。証人、被告人等の関係人が、その供述等を傍聴人特に敵対関係にある傍聴人に記録されることを意識し、その供述をためらうなど心理的に動揺することがある。メモを許している法廷において、こうした理由で、弁護人、証人等からその禁止が要請されることも稀ではないのである。

第二に、録音の場合と同様、速記、メモされた記録が訴訟外で公表されて被告人、証人等の関係人が不当な不利益を受け、ひいては裁判の公正な進行が妨げられるおそれがあることも無視できない。法廷外で詳しい証言の速記録等の証拠が公表され、敵対関係にある者から被告人、証人らが利殖された事例もなしとはしないのである。

第三に、傍聴人が一斉にメモをとるにより静穏が害されることも考慮してよいであろう。他方、報道関係者その他特別の関係者を除くと、速記、メモを許すべき正当な理由のあることはまれである。こうした点をあわせて考えると、一般的に速記、メモを禁止した上でこれを許すべき特別の理由のある場合に限りこれを認めることとしても不都合ではない。裁判が公開されている以上、傍聴人が記憶に基づいて報道することを禁止できないことは明らかであるが、この場合と、速記、メモに基づく詳細な報道がなされる場合とは、そのもたらす効果に大きな差異がある。訴訟記録の閲覧が被告事件の終結後に限られていること(刑訴五三一条)、およびこの点についても被告人の保護の見地から立法論として有力な疑問が出されていること(国藤四四二頁)、参照されてよいと思う。実務上は、報道関係によるメモは例外なく許しているが、その他の傍聴人については、裁判長の許可からさせており、原則として禁止する場外、特別の事情があるときに限り禁止し原則として許可する場合、全く禁止しない場合の三つの方式のいずれかによっている。

(3) 服装、所持品の規制。服装、所持品については、裁判所傍聴規則の規定がある(二四)参照。これらの規制は、公開裁判の原則に反するものではなく、規制に反しない者に対し傍聴を拒否し、または特に必要のある場合に実力で

所持品検査をすることも違法ではないと解すべきである(二②参照)。

(4) 傍聴自体の規制 非公開にできる要件についてはここで詳細に論ずる余裕はない(②④など参照)。公開する場合、収容能力を超える傍聴人が予想される場合に、傍聴券を発行し、その所持人に限り傍聴を許すことも(前記傍聴規則一条二号)、傍聴人の不特定性を害さない限り、公開の原則に違反せず、むしろ実務上きわめて望ましい措置であると考えられる。

報道機関に対し一定数の傍聴席を留保することも、実務上一般に行われているところであり、相当な措置といふべきである。ただしアメリカ法曹協会の基準(CABA Standards, The Function of the Trial Judge § 6.11)が「報道機関に対する措置」と題し次のように規定していることにも注意したい。

「報道機関は、公衆に対し報道するための情報を得る目的で刑事裁判の公判を傍聴することができるが、審理裁判官は、報道機関の代表者に対しその行動により法廷の秩序と静穏が損われることのないように要請しなければならない。裁判官は、右の代表者を傍聴させるための相当な措置と他の公衆が公判を傍聴する機会とを調和させるようにしなければならない。」

刑訴規則二〇二条は、「裁判長は、被告人、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が特定の傍聴人の面前で十分な供述をすることができないと思料するときは、その供述をする間、その傍聴人を退廷させることができる」と規定している。この規定は、公正な審理の必要上傍聴人を退廷させることができるとしたものであって、公開裁判の原則に違反するものでないことは明らかである(この規定をめぐる問題点については⑤参照)。

【参考文献】

- ①宮沢俊義・公開の裁判と報道の自由(警察研究五卷二号、昭9、憲法と裁判に再録)
- ②註解日本国憲法下巻(昭28)
- ③岸盛一・訴訟指揮と法廷警察(実務講座(四)、昭29)
- ④宮沢俊義・日本国憲法コンメンタール(昭30)
- ⑤河原敏一郎・基本的人権の研究(昭32)
- ⑥内田力蔵・法廷での写真撮影と裁判所侮辱(判時一五五号(昭33))
- ⑦座談会・法廷における写真撮影と録音放送の可否(ジュリスト一二五号、昭32)
- ⑧法廷における写真撮影および放送について(法曹時報九卷四号、昭

- 32) ⑨田中耕太郎・裁判と報道の自由(ジュリスト一四五号、昭33)
- ⑩平野一六五頁以下(昭33)
- ⑪宮沢俊義・憲法II(昭31)、同新版(昭46)
- ⑫小野清一郎(警察研究三〇巻八号、昭31)
- ⑬ダグラス・公開裁判と報道の自由(法曹時報一二卷二二号、昭35)
- ⑭伊藤正己・憲法判例百選旧版(昭38)
- ⑮箕原一・傍聴人を退廷させることと裁判公開の原則(実例刑訴、昭38)
- ⑯樋口勝・法廷写真等の制限について(実例刑訴、昭38)
- ⑰中野次雄・西ドイツ刑事訴訟法一部改正案(法曹時報一五卷七号、昭38)
- ⑱田藤重光・法廷とテレビ放送(ジュリスト三三二二号、昭40)
- ⑲奥平康弘・表現の自由(日本国憲法大系(1)、昭40)
- ⑳時國康夫・刑事訴訟法判例百選(昭40)
- ㉑田中勇・刑事裁判の開廷中の法廷内における写真撮影、録音、放送等の取扱に関する西欧各国の事情(在外研究報告一四号、昭41)
- ㉒伊藤正己・Fogel, Herta(アメリカ法一九六六年二号、昭41)
- ㉓山田作之助・裁判公開論(ジュリスト三三六二二号、昭42)
- ㉔光藤景敏・西ドイツ刑事訴訟法一九六四年改正の位置(甲南法学八卷三・四合併号、昭43)
- ㉕島田仁郎・英国刑事裁判法・一九六七年(在外研究報告一八号、昭43)
- ㉖千葉裕・法廷における傍聴人のメモ作成について(判タ二二八号、昭43)
- ㉗五十嵐清二・田宮裕・名譽とプライバシー(昭43)
- ㉘小堀憲助・新憲法判例百選(昭44)
- ㉙庭山英雄・紹介・グェットシュタイン「刑事訴訟における公開原則」(判タ二三八号、昭44)
- ㉚渥美克彦・裁判と報道(ジュリスト四六九号、昭46)
- ㉛東山禎治・法廷における写真撮影(法曹時報四三卷三号、昭46)
- ㉜清宮四郎・憲法I新版(昭46)
- ㉝久保田きぬ子・マスコミ判例百選(昭46)
- ㉞庭山英雄・刑事裁判とテレビ放送(植松道隆祝賀・刑法と社会学法律編、昭46)
- ㉟角敏・裁判所構内における秩序についての欧米各国の事情(在外研究報告二二号、昭46)
- ㊱高田三六二頁(昭46)
- ㊲小田中聡樹・法廷の秩序維持(井戸田侃編・判例演習講座刑事訴訟法、昭47)